

◆スポーツ大会等の誘致に向けた運動施設の優先予約（案）に関するパブリックコメント

スポーツツーリズムの推進を図るために、市内のホテルや旅館に宿泊し、大会をおこなう主催者などに対して、市内運動施設を優先的に予約可能とするための「スポーツ大会等の誘致に向けた運動施設の優先予約」の案について、意見（パブリックコメント）を募集します。

1. 優先予約に係る事項

- (1) 優先予約の受付は、2月以降に4月から翌年3月までを予約可能とする。
- (2) 優先予約の対象となる施設は、市内すべての公共運動施設とする。
- (3) 優先予約する場合、キャンセルによる利用料金の返還は利用日の1ヶ月前から発生する。
優先予約対象外のものは現行通り3日前とする（かみす防災アリーナは現行通り1ヶ月前）。
- (4) 優先予約の受付窓口は、市スポーツツーリズム事業所管課とする。

2. 優先予約の対象となる大会及び合宿（トップレベル団体）基準

【大会基準】

以下の①～③全てを満たすもの、または④を満たすものを優先予約の対象とする。

- ① 8割以上が市外からの参加者であり、半数以上が神栖市内で宿泊を伴うこと
- ② 連続する延べ宿泊数が概ね100泊以上であるもの
- ③ 複数のチーム（個人競技の場合は、複数人）で競い合い順位を確定するもの
- ④ 各競技連盟が主催する大会のうち、神栖市内で宿泊を伴うもの

【合宿（トップレベル団体）基準】

各競技・種目別の日本一を決めるための大会において、過去3年以内にベスト4相当以上の成績を収めた高校生以上の団体又は各競技種目のプロリーグにおいて最高位のリーグに属する団体であること。

※パブリックコメント終了後 今回の優先予約に係る例規改正を行います。